

国民年金だより

市保険課 ☎ 31-0216

○国民年金保険料の前納割引制度

令和5年度国民年金保険の1カ月当たりの保険料は16,520円です。国民年金の保険料はまとめて前払いすることができます。保険料を前納した場合は、その期間に応じて保険料が割引となります。

【割引額について】 ※令和5年度の金額です。保険料額については毎年改定されます。

★現金・クレジットカードで保険料を前納した場合

6カ月分前納 …… 810円
1年度分前納 …… 3,520円
2年度分前納 …… 14,830円

★口座振替で保険料を前納した場合

6カ月分前納 …… 1,130円
1年度分前納 …… 4,150円
2年度分前納 …… 16,100円

【申込方法と申込期限】

★口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、お近くの年金事務所または金融機関の窓口へ提出してください。クレジットカード納付申出書は、お近くの年金事務所に提出してください。

★前納の申込期限

口座振替・クレジットカード納付での令和6年度分1年前納・6カ月前納（4月～9月分）・2年前納の締切日は、2月29日（休）です。

★現金・クレジットカード納付の申込みについては、浜田年金事務所まで問い合わせください。

【令和6年3月からは】

国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納について、年度の途中からでも年度末（または翌年度末）までの保険料をまとめて振替（立替）できるようになります。

令和6年3月以降に申込みをする場合の申出書は、3月1日から年金事務所等の窓口で配布するとともに、日本年金機構のホームページに掲載します。

《浜田年金事務所 出張年金相談》

相談日 2月13日（火）・27日（火）

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

《浜田年金事務所 手話による年金相談》

相談日 2月22日（休）

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00～16:00

☆要予約 2月14日（火）までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

（記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間）



【年金相談の予約・問い合わせ先】 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話での予約が必要です。



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

<記載事項> 1.住所・氏名・電話番号 2.意見・提言の題名 3.現状と問題点 4.意見・提言内容
5.予想される効果 6.希望する回答方法（郵送もしくはEメールのどちらか）または回答を希望しない場合はその旨 7.いただいた意見公開の可否（可・否）※必ずご記入ください。

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX：23-2456

メール：hisyo@city.masuda.lg.jp（件名は「市長への手紙」）

※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。



市長への手紙